

# 「小児かかりつけ診療料」に関する説明書



当院では、当院を継続(4回以上)して受診され、同意された6歳未満の患者さんに、小児科の「かかりつけ医」として、次のような診療を行います。

- 急な病気の際の診療や、慢性疾患の指導管理を行います。
- 発達段階に応じた助言・指導等を行い、健康相談に応じます。
- 予防接種の接種状況を確認し、接種の時期についての指導を行います。また、予防接種の有効性・安全性に関する情報提供を行います。
- 「小児かかりつけ診療料」に同意する患者さんからの電話等による緊急の問い合わせに対応しています。

- 健康診断の結果や予防接種の受診状況を確認するため、母子健康手帳をご持参ください。
- 当院でかかりつけ医登録をされても、他の医療機関での診療や予防接種を行っていただいて問題ありません。当院を受診された際に、投薬内容など診療情報をお知らせ下さい。
- 夜間休日など当院がやむを得ず対応できない場合などには、子ども医療電話相談(#8000)や新潟市急患センター(025-246-1199)にご相談下さい。
- ご登録いただいたことにより患者さまに金銭的なご負担が増えることはありません。
- かかりつけ医の登録は1カ所のみとなります。他院ですすでにご登録されている方は当院では登録はできません。一度ご登録いただいてもいつでも登録解除できます。